

佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ  
令和7年度GXモデル企業創出事業公募要領  
(二次募集)

1 目的

佐賀県では、脱炭素や温暖化対策の実行により事業の成長・発展を実現するGXのロールモデルとなる企業（以下、「モデル企業」という。）を創出するとともに、その過程で得られた知見や取組事例等を周知することで、県内企業のGXや脱炭素経営の普及拡大を推進している。

本事業は脱炭素経営に意欲的な県内中小企業の中から、主にボイラー等の熱需要が多い企業を選定し、3に記載している各種支援を行う。

2 参加要件

本公募に参加できる企業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 佐賀県内に本店又は本社を有すること。
- ② 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（※）。
- ③ 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付すべき税金を滞納していないこと。
- ④ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならないこと。  
また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。  
(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者  
(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者  
(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑤ 本事業の成果に関して情報の開示や県が主催するセミナー等への出席について協力する意思があること。
- ⑥ 当事業に参加することについて、社内で意思疎通が図られていること。

※ 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下アからウまでのいずれかに該当する者）

ア 会社・個人

業種	要件（いずれかを満たす）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業（以下以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

イ 組合関連

組織形態	常時使用する従業員数
企業組合	300 人以下
協業組合	
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	
商工組合、商工組合連合会	
信用協同組合	

ウ 特別の法律により設立された組合又はその連合会

直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者に該当する者である者

組織形態	常時使用する従業員数
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	300 人以下
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	
酒販組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	
内航海運組合、内航海運組合連合会	
技術研究組合	

### 3 モデル企業創出の支援内容

#### (1) 温室効果ガス（以下、「GHG」という。）排出量算定

- ・ 「さぎん脱炭素経営支援サービス」を使用した、SCOPE 1 及び 2 の GHG 排出量の算定支援（SCOPE 3 の算定支援も可能。）。
- ・ 継続的に GHG 排出量を算定できるよう、算定基礎資料収集方法に関するアドバイスや社内体制構築を支援。

#### (2) 削減計画の策定

- ・ 短・中・長期的な視点で検討し、投資計画を伴う実効性のある削減施策の検討。
- ・ 将来像の実現に向けた取組を進めるため、時系列で対応を整理したロードマップを策定。
- ・ 削減計画を実行する際に参考となる国等の補助金情報を提供。

#### (3) 開示支援

- ・ ホームページ等で公表し取組を PR する資料作成。
- ・ SBT 等の認証取得を希望する場合、申請や事務局とのやり取り等のフォローアップ。

#### (4) モデル企業の従業員向け支援

従業員が脱炭素経営を「自分事」として捉えられるよう、従業員参加型のワークショップを実施。

#### (5) 打ち合わせ

対面の打ち合わせを月 1 回以上行い、必要に応じて追加でオンラインでの打ち合わせも行う。

### 4 支援期間

令和 7 年 9 月上旬頃～令和 8 年 2 月上旬頃

### 5 応募方法

様式第 1 号から第 3 号を Web ページよりダウンロードし、必要事項を記載の上、令和 7 年 8 月 22 日（金）17 時までに Web フォームにて提出すること。

なお、提出された書類は本事業の選定に関する審査以外の目的には使用しない。

<Web ページ>

<https://saganetzero.com/gx-support2/>

### 6 モデル企業の選定について

審査員による面接を実施した上で、審査基準の内容に沿って審査を行う。

なお、参加要件を満たしていない場合はモデル企業として選定しない。

- ・ 面接日時：令和7年8月26日（火）に県が指定する日時で実施する。
- ※ 所要時間は30分程度を予定。（応募者からの説明10分、質疑応答10分等。）
- ・ 場 所：産業労働部内会議室9階中南（佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号）
- ・ 出席者：2名以内とし、原則として役職が取締役員以上の者が出席すること。
- ※ 原則として対面での実施とするが、困難な場合にはオンラインでの実施も可とする。

<審査基準>

番号	評価項目	評価のポイント	配点
1	本事業との親和性	生産活動に伴う熱利用によって排出している温室効果ガスの削減に取り組む方針であるかを確認し評価する。	0～30点
2	脱炭素経営に対する意識と本事業の目的との一致度の高さ	脱炭素化の世界的な潮流をビジネスチャンスとして認識しているか、GX に対する高い取組意欲を有しているかを評価する。	0～20点
3	取り組みを実行するための社内体制	脱炭素経営に取り組む組織としての実行力を評価する。	0～10点
4	投資意欲	投資の面で、CO2 排出量の削減に対する意欲を評価する。	2～10点
5	取り組みへの意欲・熱意	自由記載の PR 内容から取り組みへの意欲・熱意を評価する。	0～10点
6	県内の他事業者への波及効果	業種や取り組みについて、県内の他事業者への波及効果が高いかどうかを評価する。（モデル性、インパクト）	0～20点

※「1 本事業との親和性」の得点が10点に達しない場合は、モデル企業として選定しない。

(2) 選定結果の通知

応募者に対し、令和7年8月27日（水）までに選定通知を送付する。

(3) 選定結果の公開

透明性確保の観点から企業名等について、県のホームページ等で一定期間公開する。

(4) 選定結果の開示

結果の開示を希望する企業には、応募者自身の総点のみメールにて開示する。